

聖籠町告示第21号

聖籠町子宮頸がんワクチン予防接種費用助成事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成27年3月23日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町子宮頸がんワクチン予防接種費用助成事業実施要綱を廃止する告示

聖籠町子宮頸がんワクチン予防接種費用助成事業実施要綱（平成22年聖籠町告示第64号）は、廃止する。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。